

著作権に関するお知らせ

日本複写権センター発足と複写権委託表示について

著作物の複写に当たっては、著作権法によって認められた特別の場合以外は、著作権者の許可が必要です。しかし、その都度許可をえて複写することは、利用者にも著作権者にも不便です。

そこで先進 18 か国では、複写権を集中的に処理するセンターが設置され、そこが著作権者から複写権の委託を受け、利用者とは利用契約を結んで、一定の料金をとり、複写を許可することによって、著作権者、利用者双方の便宜をはかっています。

日本でも、このような目的をもって「日本複写権センター」が、1991 年 9 月 30 日に発足し、業務を開始しました。学協会では、このセンター設立に協力するため、かねてから日本工学会、日本農学会、日本歯科医学会、日本薬学会等の学会団体が学協会著作権協議会を組織して、傘下学協会の複写権の集中受託を行ってきました。

本会は会誌等の複写権を、前記協議会に委託しております。従って本会著作物からの複写に当たっては、本誌論文等目次に記載されております注意書に従って下さるようお願いいたします。

なお、学協会著作権協議会では、アメリカ合衆国の複写権センターである CCC (Copyright Clearance Center) と 1991 年 9 月 1 日付で相互協定を結びました。本会は、前記協議会を通じて CCC にも複写権を委託しておりますので、その旨下記「複写される方に」を次号より目次に記載いたし周知いたします。

なお、日本複写権センターなどの詳細を知りたい方は、次にご連絡下さい。

学協会著作権協議会内日本複写権センター支部

〒107 東京都港区赤坂 9-6-42-704 TEL (03)3475-4621・5618 FAX (03)3403-1738

複写される方に

本誌に掲載された著作物を複写する場合は、本会が複写権を委託している次の団体に許諾を受けて下さい。

学協会著作権協議会内複写権センター支部

〒107 東京都港区赤坂 9-6-42-704 TEL (03)3475-5618 FAX (03)3403-1738

また、本会は上記団体を通じて米国 Copyright Clearance Center, Inc. と、及び本会独自に米国 Institute for Scientific Information と、複写権に関する協定を結び、双方に本誌を登録しています。

従って、米国において本誌を複写される場合は次のいずれかの機関の指示に従って下さい。

- ・ Copyright Clearance Center, Inc.

27 Congress St. Salem MA 01944 TEL (508)744-3350 FAX (508)741-2318

- ・ Institute for Scientific Information

3501 Market Street Philadelphia, Pennsylvania 19104 U. S. A

TEL (215)386-0100 FAX (215)386-6362